

議会だより

11号

平成18年1月発行

Report of City Assembly



厳粛に行われた成人式

1月8日(日) 於 ベッセルおおち

目次

議長・副議長あいさつ	2
常任委員会の紹介	3
条例改正・平成17年度補正予算	4
総務常任委員会報告	5
建設経済常任委員会報告	6
決算審査特別委員会報告	6
一般質問	7
議会日誌・編集後記	16



消防団出初め式

1月8日(日) 於 引田運動広場

新春のごあいさつ



東かがわ市議会議長
清船 豊志

新年あけましておめでとうございます。

市民の皆様方には、輝かしい希望に満ちた新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年十一月二十八日に開催されました臨時議会におきまして、議員各位のご推挙を得まして議長に就任いたしました。

誠に光栄でありますと共に、その責任の重さを痛感している次第であります。もとより浅学非才ではありますが、議員の皆様のご指導ご鞭撻をいただき、執行部と共に市の発展と豊かなまちづくりに懸命の努力を傾注する所存でございます。

さて、合併して早四年目を迎えますが、一昨年は台風による災害で、また、昨年は少雨による水不足となるなど、大変厳しい二年間となりましたが、その、台風による災害復旧工事もほぼ完了する予定でございます。

現在、国は地方分権の名のもと「三位一体改革」の推進をはかるため市町村の基幹財源である地方交付税等の大幅な削減が行われており、自主財源の少ない本市の財政状況は大変厳しいものとなっております。

そのため、議会においても行財政改革特別委員会を設置し、極めて厳しい財政事情の中、議会の立場から民意を反映できる行政運営をはかるため、執行部と協力して多様化する住民ニーズに 대응していきたいと考えています。

東かがわ市は、地域にある歴史・文化・自然的資源を活かし、市民の方一人ひとりが「ゆとり」や「うるおい」を享受でき、小さいながらも魅力あふれる元気なまちとして、地域の資源を活用し広く情報発信していくニューツーリズムを推進、小さくても「キラリ輝くまち」をめざし頑張る所存でございます。

今後とも、皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げますと共に、ご健康とご多幸を心からご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

新年のごあいさつ



東かがわ市議会副議長
池田 禎広

輝かしい新春を迎え、市民の皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

この度、臨時議会におきまして議員各位のご推挙いただきました。誠に光栄でありますと共に、責任の重大さを痛感しております。

現在、国及び地方公共団体の財政は非常に厳しい状況にあります。国においては、地方分権の推進をはかるため地方への税源移譲を行い、それにともない、地方の独自性が求められています。そのため、地方においても行財政改革を推進していかねばなりません。

今後、地方は地域の特性を生かした政策等に取り組み改革を行わなければならないと考えております。

このような重要な時期に選任されましたが、「東かがわ市」の発展と議会の活性化及びスムーズな運営に全力を尽くす所存でございますので、皆様方のご指導、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

総務文教常任委員会



委員長
橋本 守



副委員長
板坂 良彦



田中 孝博



原井 則佳



池田 禎広



好村 昌明



安西 忠重



池田 正美

民生常任委員会



委員長
木村 ゆみ



副委員長
藤井 秀城



清船 豊志



田中 貞男



尾崎 照子



鈴江代志子



飛谷 美江



西川 良則

建設経済常任委員会



委員長
楠田 敬



副委員長
石橋 英雄



井上 弘志



元網 正具



大山 圓賀



矢野 昭男



中川 利雄



東本 政行

議会運営委員会

委員長
田中 貞男
木村 ゆみ

副委員長
鈴江代志子
楠田 敬

井上 弘志
元網 正具

橋本 守
板坂 良彦

池田 禎広

大川広域行政組合

清船 豊志
井上 弘志

池田 禎広
大山 圓賀

田中 孝博

一市一町組合

大山 圓賀
中川 利雄

監査委員

原井 則佳

十二月定例会は六日に開会し、会期を十九日までの十四日間とし、条例制定一件、改正九件、補正予算六件その他承認、報告をあわせて三十七議案を慎重審議し、原案通り可決しました。

条例の制定

○社会福祉センターの設置及び管理に関する条例

◆それぞれの施設の名称を東かがわ市引田社会福祉センター及び東かがわ市白鳥社会福祉センターとするもの

○絹島いこいの里条例等の一部を改正

◆公の施設について、管理を代行させる指定管理者制度を導入する等のため、関係条例について所要の改正

条例の改正

○個人情報保護条例一部改正

◆個人情報情報の漏えい等が生じた場合、全ての個人情報情報の漏えい等を対象に罰則等の見直し。

○大内人権センター条例の一部改正

◆名称等を、より分かりやすい施設の名称に改めるため

○企業誘致促進条例の一部改正

◆工業団地の事業用借地制度を市条例に規定するため

○公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正

◆非公募による選定が条件によりできるよう改正

○市立学校設置条例の一部改正

◆福栄幼稚園の設置場所を変更するため

平成17年度 一般会計補正予算

補正額計 **4億7,228万6千円**

補正後 **156億8,367万3千円**

平成17年度 特別会計補正予算

会計別		補正額	補正後
介護保険事業特別会計		1億926万8千円	28億2,776万1千円
下水道事業特別会計		199万8千円	4億7,885万円
農業集落排水事業特別会計		94万5千円	4億6,011万4千円
白鳥温泉事業特別会計		457万2千円	1億1,939万2千円
水道事業会計	収益的収入	△155万7千円	6億4,393万5千円
	// 支出	1,846万9千円	6億1,737万7千円
	資本的収入	△127万5千円	1億4,036万9千円
	// 支出	3,152万7千円	4億1,517万6千円

総務文教常任委員会報告

平成十七年十二月定例会において、総務文教常任委員会へ付託された議案について、審査した結果は、次のとおりである。

議案第三号「東かがわ（第五号）」について

市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例」について

一般管理費の業務改善顧問業務委託料についての成果は。

問 指定管理者の公募

によって競争原理が期待出来るにもかかわらず、指定管理者候補者選定の特例を必要とする理由は。

相当数の指摘事項があり業務の改善がなされている。

問 石綿含有率測定検査手数料に関し提出されたアスベスト確認施設表について、調査の信用性及び調査漏れは。

答 原則はあくまでも公募であるが、競争原理が働かない公募にならない施設もある中で、公募によらず指定管理者を決める。

答 厚生労働省の有資格会社に分析を依頼しているが、老朽化による飛散等について追加調査するための補正。

議案第十一号「東かがわ市一般会計補正予算

の取得」について（平成

議案第二十五号「財産

十七年度東かがわ市給食センター整備事業配送車購入）」

十七年度東かがわ市給食センター整備事業配送車購入）

問 一般競争入札でなく指名競争入札にした理由は。

答 後のメンテナンスを考慮して市内の登録業者を選定したところ、八社あったので、指名競争入札にした。

議案第二十六号「工事請負変更契約の締結」について（平成十七年度東かがわ市給食センター整備事業本体工事）」

問 設計業者が指名停止になり別の業者が管理したところ、このよ

うな変更が生じたというのは、当初の設計に問題があったのではな

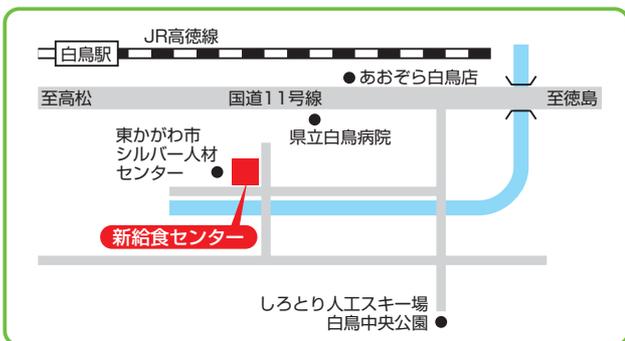
いか。

答 車庫については配送車の決定後に計上することになっていたが、他に施工上での調整部分もある。

他に数件の質疑、答弁があったが採決の結果、原案のとおり可決された。



完成予想図



建設経済常任委員会報告

十二月八日委員会を開催し付託された十三案件を慎重に審査した結果、すべて原案通り可決すべきものと決定した。

東かがわ市絹島いこいの里条例等の一部を改正する条例について

問 指定管理者制度の一番の目的は何か、また、指定管理者が利益を利用者や住民に還元することになるのか、さらには、プライバシーを守るという問題について心配はないのか。

答 公共施設の直営はコストも高くなり、運営の内容等についても短期的な判断、習熟した経験の中で専門的な知識や技術を蓄積するのは大変難しい。そういう部分を指定管理者制度でコストの低減あるいは専門的な技術や経験の蓄積が図れる。ただ、公共施設である

ので、採算性が見込める部分と、全然見込めない部分もある。採算性は見込めなくても直営よりはさらに工夫やコストの低減が図れるという考え方を持っている。プライバシーの保護については、個人情報保護の保護で、行政だけでなく、民間企業についても大変厳しい基準が設けられており、いかような対象であろうと同様であると思う。

東かがわ市企業誘致促進条例の一部を改正する条例について

問 貸借料1㎡当たり二百円の根拠はなにか、また、定借権について、借地借家法第二

十四条と借地で契約している工業団地の整合性はどうか。

答 貸借料については、香川県のファクトリーパークが二百円であり、県と価格の開きを設けるのが困難な状況であったため、県に準じている。定期借地の契約については、公証役場において公正証書を作成する方式を取っている。一般的に債務名義と言われ、裁判の判決と同等の効力を有し、契約の条項に違反した場合、何らの手続きを要せず手続きが行える形であり、借地借家法の事業用借地制度に則って事務は進めている。

決算審査特別委員会報告

九月定例会より継続調査となっていた平成十六年度一般会計・各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定について、閉会中精力的に審査し、いずれも認定することに決定した。

《平成十六年度決算認定》

・一般会計
・国民健康保険事業特別会計

・介護保険事業特別会計

・老人保健事業特別会計

・下水道事業特別会計

・農業集落排水事業特別会計

・別会計

・商品券事業特別会計

・白鳥温泉事業特別会計

・水道事業会計

が出された。

これらの点を含め、今後行政執行の上で十分留意し改善を図るようお願いするとともに、新年度予算編成において反映されるよう強く要望した。



一 般 質 問

18人が質問に立つ

『高潮対策について』

石橋 英雄

問

高潮災害で多大な財産の喪失と生命の危険にさらされた事は大変不幸な事であり、精神的なダメージも多大であります。早急に具体策を講じる必要が有ります。

香川県では十一月十四日に津波、高潮対策についての基本構想を発表し、県下で優先度の高い五十kmを、今後十年間で整備したいとしています。当市もその一部の役割を適切に実施すべきと考えますが、具体策を示して頂きたい。

又、計画を実施するためにも、まず、ち密な調査をすべきですが、ぜひ来年度予算に高潮対策調査費の計上を望みます。

答

県と関係市町で『津波、高潮対策市町連絡協議会』で協議中

であり、アクションプログラム策定の基本的な考え方を取りまとめました。

そこで、当市の海岸線は、約二十kmであり国、県、市が管理しており、各々の連携が重要であります。

当市でもアクションプログラムに基づいて、公共施設個々の状況に応じてランク付を行い、優先度を決定して実施する予定であります。又、その為に必要を認めれば、調査を実施すべきと考えますので、予算計上についても検討したいと思っております。



引田港

用排水路管理に市の明確な後押しを

田中 貞男

問

公共下水・農集排水以外の用排水路に利用者等から負担を求めにくく、維持管理していくことに苦勞しており、市の後押しが必要と思うが見解はどうか。

答

下水施設が未整備で公共河川がない場合、やむを得ず他目的使用の実態が見られます。平成元年に建築確認申請の時に義務づけを廃止してあります。しかし、用排水路を使用しているのであれば、利用者の応分の負担はするべきと思う。工作物の使用権というところで、民法の221条「土地の所有者はその土地の水を通過させる為に、他人の耕作物を使用する時は、その権利はもつておる。(中略) 保存の費用

を負担、分担することが必要である。」というような文面があります。

この問題につきましては、全国的・県下で問題を明確に整理をし、ルール化はありませんが、国・県・関係者で懇談会を開き議論した所であります。

色々問題はありますが水利組合としてお願いしている限り、保存、維持管理、用途を限定し会計報告をし、説明責任を果たすことを行っていたことにより、農家・非農家に理解が得られると思います。現在は作業をしている最中であるということでご理解を頂きたい。



一 般 質 問

広告事業の推進により
財源の確保を

楠田 敬

問

財政難に直面する
地方自治体が保有
している様々な資産を広告
媒体として活用することに
より、広告収入を得たり、
経費節減を図るといふ、い
わゆる地方自治体の広告ビ
ジネスを導入する自治体が
増えてきている。住民向け
に送付する通知書やその封
筒、あるいはホームページ
をはじめ、自治体を持つあ
らゆる資産に民間企業など
の広告を掲載して、収入増
や経費の節減を図ってい
る。本市においても様々な
資産を活用して、積極的な
広告事業の推進による財源
の確保について、取り組む
べき点はないのかどうか伺
いたい。

答

本市のホームペー
ジのバナー広告に



ついて今後は行政改革行動
計画の中で、具体化に向け
準備を進めたいと考えてい
る。また、広告媒体で広告
申込みが一番多いのは広報
紙となっているとのことか
ら、本市も広報紙に広告事
業が実施できるよう検討を
進め、今後は、広告事業に
係る要綱、広告媒体、広告
募集方法などを検討し、次
年度中には、広告事業の実
施の用途を付けていくこと
とし、あらゆる分野で新た
な財源確保の可能性を追求
していく考えである。

自治会助成金と
広報、ゴミ袋の
業者委託について

元網 正員

問

新市になって三年
が来ようとしてい
ますが、大内地区の自治会
助成金は旧町の時の半額
で、厳しい状態が続いてい
ます。そこで、二点ほど、
お伺いします。

自治会助成金は何のため
に、あるのか。また増額は
できないものか。

答

助成金は住みよい
町づくりに向けた
各種活動経費として交付し
ております。自治会によっ
て、活動内容に温度差が出
てきている事、近年、防災
活動等に対するウェイトが
大きくなってきている等か
ら助成金の減額をした所
であります。単なる補助金
ありきではなく「まちづくり
は人づくり」の観点のもと、

柔軟に対応できる支援策を
考えております。

問

広報、ゴミ袋等の
配布は自治会がや
っていたのになぜ、業者委
託にしたのか。

答

旧大内町、引田町
では広報連絡員に
より配布してまいりま
したが、未配布世帯が解消でき
ないこと、経費面での比較
検討した結果、現在の業者
配布方式となっております。
ゴミ袋に関しては資源
リサイクル活動奨励金制度
を活用して地域のコミュニ
ティ育成の場として考えて
いきたい。



一般質問

各種実行委員会について

田中 孝博

問 市長は各種実行委員会を、どう考えているのか。

答 イベントのような大きな行事を行う時に組織されるもので、多くの分野の人々に運営スタッフとして参加を募って実施する場合に実行委員会を組織するのが一般的である。

問 各種実行委員会の中で、市長が会長をしている実行委員会はどれか。

答 とらまる人形劇カ
ーニバル実行委員
会は市長が会長をしている。

問 とらまる人形劇カ
ーニバル実行委員
会に職員を職務命令で参加させているがなぜか。

答 職員の参加についてボランティアが望ましいが、各種団体のボランティアでは難しい場合、責任の所在を明確にしなければならぬ場合等には、職務命令で職員を派遣し代休等の措置をとっている。

問 とらまる人形劇カ
ーニバル実行委員
会に百二十六名の職員を派遣し、代休措置をとっているが、イベントの総経費は助成金三百八十万円の他に試算では三百五十万円もの人件費も投入していることになるが、聖域なき行政改革に逆行するものである。市民はボランティア、職員は代休措置という手法は改善すべきではないか。

答 職員もボランティアであるべきだが、時間的に体制づくりが無理があり、職員を派遣することになったが、今後は改善したい。

個人情報漏洩について

西川 良則

問 個人情報保護条例の法案成立にもかかわらず、例えば、行政書士等の八業種の職務上請求書申請受託業者、特に現在行政書士による個人情報漏洩事件が全国的に発生しています。その漏洩情報が興信所や私立調査機関により身元調査や、過去の被差別部落名鑑として極秘の内に取り引きされるといって悪質な人権侵害が存続している。今回の条例一部改正により、保有個人情報となり、職務上請求書申請者が「受託者」となり、申請書発行の際のよりセキュリティが高まったものの、IT国家を自負しているがPC等のハッカー、ウイルス等による種々の情報漏洩が日常茶飯事となっている。我が市に於ける窓口システムや住基ネット等大変心配

されるが、現状の対応は。又、受託者による違反に対して、資格取消し等の処罰に踏み込めないか。

答 個人情報漏洩に於いては昨年十二月に、兵庫、大阪で三人の行政書士による戸籍謄本等を興信所等に横流しを行い、身元調査等に利用され、人権侵害を引き起こす事件があり、本市に於いても二件の該当が有りました。本来、行政書士等の特定八業種に携わっている人達は、職務上の権限を持って個人情報の交付請求書が、最も人権に配慮して業務に取り組み様、万全を期したいと思えます。と共に、当市のシステムに於いても、ファイアウォールと呼ばれるセキュリティシステムを構築し、又職員の資質向上にも努め、今後十分留意して参りたい。

一 般 質 問

介護保険料増額に対する「激変緩和」措置について

板坂 良彦

問

平成十六年度税制改正における年金課税の見直しや平成十七年度税制改正により高齢者、年金受給者を中心とした税の負担増と税制改正の余波を受けて介護保険料段階の上昇が予想されます。利用料の負担と併せ多額の負担増となりますが、本市ではどれだけの市民が影響を受けるのか。そしてこの介護保険料の改訂は、平成十八年度分より適用されますが国においても急激な負担増をさけるため増加率を二、三年に亘って調整する「激変緩和」の導入の必要性を認めている。この措置をどう取り扱うかは各自治体が決めるものであり、本市ではどう対応するのか実施時期等を含め市長の所見を問う。

答

税制改正により保険料段階が上昇する方は、住民税非課税から課税となる本人及び住民税非課税から課税となる者が同世帯にいる住民税世帯課税の方で推計で一段階上昇の方が四百六十九人、二段階の方が五百十四人で合計九百八十三人です。国では現行の第二段階に属する負担能力の低い層の保険料負担の軽減を図るため、新第二段階、新第三段階と細分化をして六段階とし、又、保険料段階が上昇した方に平成十八年度から二年間の激変緩和措置を講ずることとしており、本市でも、国に沿った対応をしたいと考えており、平成十八年度当初予算案と併せて条例改正を提案することとしている。

「激変緩和措置」
保険料負担率を段階的に引き上げを検討

例えば、	保険料段階	保険料率
H17年度	新第2・3段階相当	例えば 0.75
H18年度	新第4段階	例えば 0.83
H19年度	新第4段階	例えば 0.91
H20年度	新第4段階	例えば 1.0

福栄幼稚園舎の利用計画は？

木村 ゆみ

問

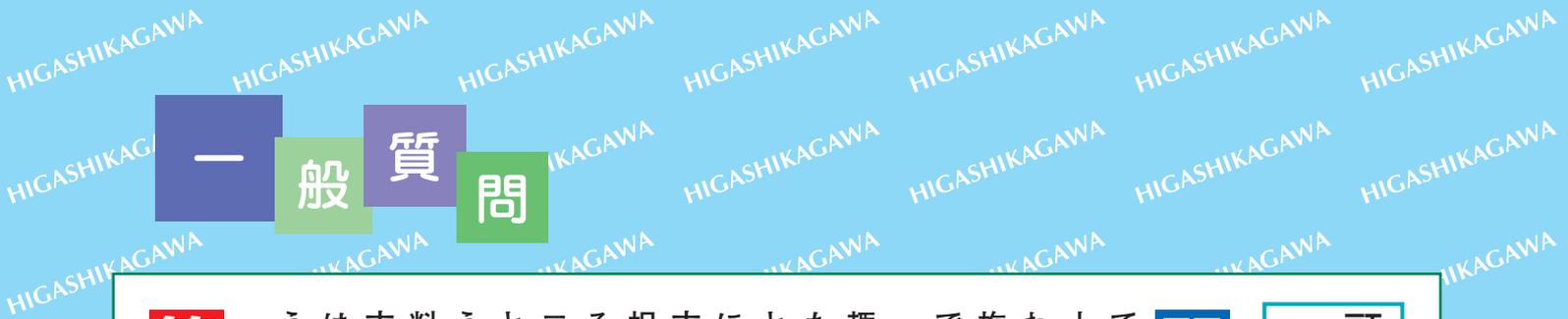
福栄幼稚園は急激な園児の減少により、平成十八年度からは福栄保育園との一体化運営を図るため、福栄保育園の位置に移転することになりました。福栄幼稚園は昭和五十二年に建てられた園舎で、まだ補助金の償還等の問題も残っているものと思われまます。今後の利用計画についてお尋ねします。

答

福栄幼稚園は国庫補助金を受けて建築した施設であり、建物の処分についてはいろいろな制限があります。一定期間内に取り壊したり公共施設以外の利用や売却については補助金の返還が発生します。また、補助基準の処分制限期間は残しているものの、築後二十八年が経過し

相当老朽化が進んでおり、幼児を対象とした構造の建物であることから、他の公共施設として利用する場合にも相当の改修費用や今後の維持管理費も発生します。福栄幼稚園の近隣には、福栄コミュニティセンターがあり地域の交流や地域の様々な活動の拠点となる施設があります。こうした点を踏まえ将来的視野に立つて、施設自体の必要性等について今後の課題として慎重に検討して参ります。





一 般 質 問

顧問の設置について

橋本 守

問

一、庁舎内で顧問なるものが執務しているが、その根拠は平成十七年六月一日の「東かがわ市業財務監察及び実態実施規程」にあるということである。

この規程を見ると、その趣旨は監査委員制度を置いて地方自治法と同じであると思うが、監査委員とは別に年間四百万円の委託料を支払ってまで「業財務改善担当顧問」を置く必要があるのか。

二、顧問の執務状況を見ると常勤の特別職に近いと思うが、報酬でなく何故委託料で支払うのか。委託料で支払っている顧問弁護士はいささか性格が異なるように思うが、どうか。

答

一、行財務改善顧問は、市の職員で

通常行われている事務事業の効果や効率化を推進するための顧問であり、業務の改善を目的としたものであります。

二、この顧問は、行財政改革を推進するための業務であり、行政内部組織の者で一日でも早く業務改善に対する指導、及び行財政改革のリーダーシップを取れる職員が育成されれば、委託契約の継続はないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。



入札制度について

井上 弘志

問

最近の入札について、噂が出たり、指名の仕方に納得できないことがある。個別落札率の公表を求めて来たが公開せず、不透明。従来より要求している予定価格の公表について伺う。

答

本市において、事後公表を平成十八年度から実施する。また、公表の対象として、予定価格を類推させる恐れがない工事、五千万円以上の工事を対象とする。入札価格の内訳書の提出も求める。

問

最近、マスコミ等で報道されている特命随意契約、それと同じような契約が、平成十六年四月九日に東かがわ市と

「とらまる人形劇研究所」の間で結ばれた。合計千七百三十万円、内訳は展示物関係で千五百万円、電機器械等で二百三十万円、展示物関係千五百万円の内、千二百二十五万円余を(株)デザインセンターへ丸投げ、まして、指定管理者である法人と一社だけの見積りで契約するのは理解できない。

報道によると、身内と委託契約、そして、委託先が丸投げし、競争原理が存在しない。なぜ、随意契約規定にある百三十万を大きくこえる金額を、一社だけの見積りで契約したのか伺う。

答

急を用した点と、体験型展示であり、小学生・幼児等に対応した展示物デザイン、構成及び監修に知識と経験があるなどを考慮してとらまる人形劇研究所と委託契約を結んだ。

一 般 質 問

見えない危機への
対応について

藤井 秀城

問

子どもたちの安全が脅かされています。登下校中の安全の確保、心身ともに健全な成長となるための対応を伺います。

また、世界的に新型インフルエンザの流行が懸念されています。自治体によっては独自の被害予測や行動計画を作り始めています。どのようなお考えでしょうか。

答

体力の低下、いろいろな体験不足、心の正常な発達を阻害する刺激の多いこと、豊か過ぎる生活など、すべてが子どもにとっては「見えない危機」だと言えます。特に登下校時の安全については、臨時の校長会を開き、警察官OBのスクール・ガード・リーダーを活用すること、また今まで交通安全を

念頭において作成していた安全マップと校内を想定した安全対策を見直し、児童や保護者の意見を聞いて通学路を再点検することなどの安全対策を指示しました。

併せて、地域や関係機関との連携を更に密にするこを地域性に合わせて実施するよう指導しました。

新型インフルエンザについては、迅速かつ的確な対応が講じられるよう各関係機関との連携強化に努めます。市民の皆さんが必要以上に混乱を招くことのないように正確な情報の収集と提供に努めて参ります。



障害者自立

支援法について

好村 昌明

問

自立支援法が平成十八年四月より実施されるが、内容が十分理解されていない。

また、利用者には負担増や、市の対応も変わってくるものと思うが、具体的内容はどのようなものか。

①市の負担、利用者負担はどう変わるか。

②「新たな就労支援事業を創設」があるかと思うがどう取組むか。

③障害者の程度区分・判定はどうするのか。

④地域、行政、家庭への周知、説明が遅れているがどうするか。

答

身体・知的・精神の三障害を一元化し、家庭サービスや施設入所などの介護給付と、就労支援などの訓練等給付があ

り、利用者は一割負担、施設入所者の食費は利用者負担となります。

この制度では国とか、県の負担があり、市の負担は少なくすみます。利用者には負担増となります。

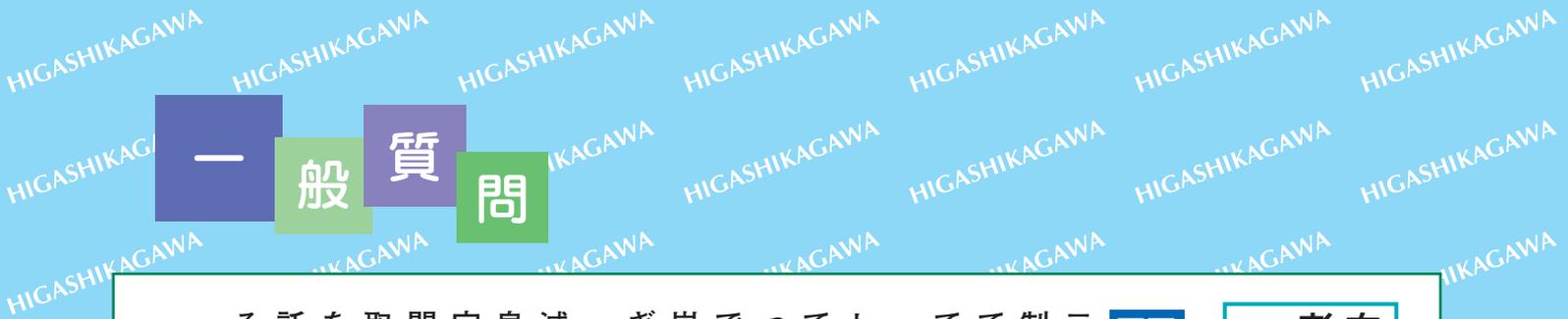
就労支援は、現在の施設を利用しながら、障害のある方が社会の一員として働ける環境づくりを考えたい。程度の判定区分は、利用の申請後、訪問調査を行い、専門家による審査会の判定で決定されます。

周知については、関係者に順次説明会を行い、広報などでお知らせします。

平成18年4月から
障害者自立支援法
がはじまります

障害者自立支援法のポイント

- 障害者施策を3障害一元化
- 利用者本位のサービス体系に再編
- 就労支援の抜本的強化
- 支給決定の透明化、明確化
- 安定的な財源の確保



一般質問

白鳥温泉の指定管理者制度導入について

安西 忠重

問

本市では、体育施設をはじめ、直営、三セク施設等が指定管理者制度導入について議論されているが、白鳥温泉が入っていない。

昭和五十三年に老人福祉センターとしてオープンしてから一時経営が好調であったが、平成十四年に今まで積立てた基金を全て取り崩し一般会計から税金を注ぎ込みつづけ現在に至る。

施設は老朽化し利用客も減ってきている。主体の温泉設備を整備し、経営に指定管理者制度を導入して民間経営の発想やノウハウを取り入れ本格的に経営改善をするのか、現状を民間に託してさびれた温泉宿とするのか、市長の考えは。

答

施設自体が老朽化し、維持修繕に多額の費用を要するこの施設に現在の本市の財政事情では、施設リニューアルの見通しはない。

入浴や料理飲食サービスを提供する事業の白鳥温泉のみ特別会計による直営方式は不自然だし特別扱いはできない。毎年一般会計から繰入金で赤字補填している最も深刻な課題を抱えている施設である。

指定管理者による管理運営に移行すべきか、より広い議論と本年度の実績を踏まえた上で判断したい。



白鳥温泉

新庁舎建設計画について
市長は市民の意思を尊重せよ

東本 政行

問

市長は新庁舎建設を考える場合、市民のみなさんの意思を尊重する考えはあるのか。私は、あくまで市民のみなさんの意思を尊重し、建てることに賛成が圧倒的多数にならない限り新庁舎建設は勿論、建設の検討もおこなうべきではないと考える。

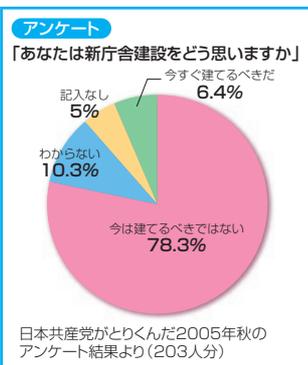
日本共産党としてこの秋住民アンケートにとりくんだが結果はグラフの通りであり、住民の声として「箱物建設が全国で批判されているなか、この景気の悪い時期におかしいのではないか」等の強い意見が届いている。

また、アンケートの声として「こんな市政にとつての大問題は、住民が参加した住民投票で決めるべきではないか」との意見があるが私も同感である。住民投票を

答

おこなうべきではないか。今回の新庁舎建設は、国の合併特例債や県からの合併支援をあてにしている計画である。しかし、県からの合併支援の十億円は、庁舎の建設費には使えず、不確かなものではないのか。膨大な建設費を必要とするのに、こんな計画は中止すべきだと思うがどうか。

現在新庁舎建設検討特別委員会でも、市民の意見を充分聞くようにとの意見が出た。そのためにも検討資料作成中である。市民の意見集約の方法として住民投票が全てとは考えない。県からの合併支援補助金は、目的に添った事業なら可能と考えている。



一 般 質 問

市発注の契約について

中川 利雄

問 市発注の請負契約の内容はどうなっているのか。

答 公共工事は、その多くが経済活動や市民生活の基盤となる社会資本の整備を担うものであり、価格だけでなく、その品質も非常に重要な点であり、受注者はその責務として、契約した公共工事を適正に実施する必要があるとす。一方発注者は工事中及び完成時の施工状況の確認を十分に行うとともに公平な評定を行い公共工事を適正に実施する必要がありま

が出きると規定しておりま

問 新聞、テレビなどで、耐震偽装が問題になっており、建築士のモラルが問われる大きな問題であります。本市の建造物の検査をすべきであり、その結果を公表すべきだと思います。検査方法がどうなっているのか。

答 本市においても、建設工事評定要綱を見直し、評定項目の標準化を図るとともに、工事監察、検査員を任期付で雇用し、監察事務の充実を図っているところでありま



ベッセルおおち

香川県東部清掃施設組合について

矢野 昭男

問 香川県東部清掃施設組合の構成町である牟礼町、庵治町、香川町が一月十日に高松市と合併するが、これにより当組合（ゴミ処理業務）の今後の運営はどうなるのか、高松市との協議は進んでいるのかを伺います。

答 高松市と周辺町の合併については複雑な事情と経緯があり、三町は合併期日の前日をもって組合を脱退することとなり、それまでに脱退に伴う関係手続き及び財産の取扱いに係る協議を整えて関係市町の議会の議決を得なければなりません。今議会の会期内にその関係議案を追加提案し、議決をいただ

く予定でしたが高松市との協議の中で一部未だ調整できていない部分があり残念ながら会期内に議案提出が出来なくなりま



香川東部溶融クリーンセンター



一 般 質 問

市内のまつりと地域イベントについて

鈴江代志子

問

日本共産党が行っている市政アンケートで合併して悪くなったという意見が大半で、住民サービスの低下、税金が高くなったという理由が多い。他に地域のまつりがなくなったこともあげられている。他の婦人団体のアンケートにもまつりがなくなつてさみしい、またしてほしいという要望があったと聞いた。合併前には、市全体のまつりを考えるといっていたと思うが計画はないのか。どういう形がよいのかを含め、小規模でも一度計画してはどうか。又地域コミュニティ増進のため地域に支援をしてはどうか。

答

地域単位の行事やイベントを対象経



費の三分の二を補助しており、今年も四地域の祭りに補助金の予算八十万円を交付している。旧三町の祭りには、行政主導型であり、単なる一過性的な指向が強くなり、継続した賑わいの創出は期待できない。活力や賑わいあるまちづくりは、市民主導型であるべきと考えている。

平成十五年十二月号広報やホームページにおいて新市のイベントを募集したが出て来ていない。市として活動や賑わい溢れるまちづくりを推進していくにあたり、活力の活発な地域については新たな支援が必要と考え、検討しているところである。

住民参加の町づくりについて

尾崎 照子

問

讚州井筒屋敷がオープンして九ヶ月経ち、観光来訪者は合併当初に比べ二・五倍で全市にその相乗効果が現われつつある。

時代の流れに早く乗る。それが引田地区の自主自律の民間主導の町づくりのやり方である。地域の力を育てることが求められているが、今後の支援策は、

ここを核とした市内の連携支援策は、

補助金等は、評価検討を加えた予算編正をすべきと思うが。

答

引田地区に対する支援策としては、市民主導の町づくりを支援するという基本構想の方針に基づいて、支援を行っていきたい。事業の手法、内容、規模



等によっては、必要に応じて市自体も実行委員会に参加するなど、踏み込んだ支援も行っていききたい。

引田地区と東かがわ市内の他の施設等との連携支援策は、東かがわニューリズム協会が各種施設に呼びかけ、定例会議を開催し、情報交換のほか新たな取り組みを模索している。関連団体との連携により、東かがわ丸ごと観光を実現したい。

補助金等交付適正化審査会で審査して、予算編成を行なっている。平成十八年度の予算編成に際しては、各交付団体の予算書や決算書及び執行状況を確認し、真に必要な予算額を計上したい。

議
会
日
誌

10月

13日 建設経済常任委員会協議会
17日 平成16年度決算審査特別委員会
18日 平成16年度決算審査特別委員会
20日 平成16年度決算審査特別委員会
21日 平成16年度決算審査特別委員会
28日 新庁舎建設検討特別委員会

11月

4日 臨時議会
10日 議会運営委員会
28日 行財政改革特別委員会
29日 臨時議会
全員協議会

12月

2日 議会運営委員会
6日 本会議
7日 総務文教常任委員会
8日 建設経済常任委員会
15日 本会議（一般質問）
16日 本会議（一般質問他）
20日 議会広報編集特別委員会
27日 議会広報編集特別委員会
28日 臨時議会

1月

6日 議会広報編集特別委員会
11日 議会広報編集特別委員会

議会広報編集特別委員会

委員長 尾崎 照子

副委員長 中川 利雄

西川 良則

藤井 秀城

飛谷 美江

石橋 英雄

橋本 守

東本 政行



編集後記

新年あけましておめでとうございます。
異常気象はあたりまえのようになり、世の中は信じられないような事が起きる。
厳しい寒さは地場の手袋産業に久々の活気を呼び込んだようである。今年こそ安全で安心に暮らせる東かがわ市であってほしいと願っています。戊年にあやかかって出生率が上がりますように。現議員も任期の折り返し点を通過しました。議会では市民の声を代弁する議論が活発になってきました。できるだけわかりやすい紙面で皆様にお伝えしたいと新編集委員一同はりきっています。ご愛読をよろしくお願いいたします。

市民の皆さんの声を
お聞かせください！

「議会だより」では、皆さんの声を募集しています。内容は問いません。議会事務局（東かがわ市湊一八四七番地一）まで

